

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第56号	
事故等名	押船協桜丸被押はしけ協同一号土運船高砂1062衝突	
発生年月日時刻	平成20年9月25日 02時35分ごろ	
発生場所	三重県四日市港防波堤灯台から真方位115° 800m	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月18日 横浜・地方事故調査官が海難報告書及び船舶所有者等からの提出書類により精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 押船協桜丸 19トン	はしけ協同一号 140トン
船舶番号(IMO 番号)	243-21882	A002202
船舶所有者等	協同海運株式会社	協同海運株式会社
船種・船名・総トン数	B 土運船 高砂1062	
船舶番号(IMO 番号)	なし	
船舶所有者等	高砂建設株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者 1名(軽傷) B 負傷者 なし	
損傷	A 協同一号右舷船首部凹損 B 左舷船首部凹損	
事故等の経過	A船は、三重県四日市港千歳運河から積荷役のためバージを押し航して愛知県衣浦港へ向けて航行中、四日市港第一航路の第3号灯浮標を通過後、前方に無人で錨泊中のB船を視認し、直ちに船体を右側にかわして、後進全速としたが間に合わず、平成20年9月25日02時35分ごろ、両船が衝突した。両船ともに船首部がそれぞれ凹損し、A船の甲板員が負傷した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船船橋当直者が見張りを十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、錨泊中のB船に気付くのが遅れたため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	